令和2年7月オレンジ勉強会

相続財産管理人の手続の概要について

令和2年年7月17日
弁護士　有馬　明仁

※現在の運用を確認しているわけではないですし，裁判所によって異なる可能性があるかもしれませんので，参考にする場合には自己責任でお願いいたします。

第１　選 任

１　弁護士会から連絡，その後，裁判所から書類送付(一部の資料あり)

２　司法協会等で，記録の謄写

３　印鑑関係の書類取得　※同時に手続を進めるために2通取得するのが望ましい

①印鑑届
②印鑑証明書（正本，副本が必要）
③印鑑証明書の請書（※日付は空欄にする）
④印紙は1通につき，150円

４　審判書謄本の取得　※同時に手続を進めるために2通取得するのが望ましい

①申請書
②請書（※日付は空欄にする）
③印紙は1通につき，150円

５　準確定申告

死去前に収入を得ていた場合，基本的には，相続財産管理人に選任されてから，3ヶ月以内に準確定申告をしなければならない

第２　第１回の財産目録・管理報告書を選任後「２ヶ月」を目安に提出

１　口座開設及び預金口座の解約の手続

(1)口座開設
銀行で「亡●相続財産管理人弁護士●」名義の口座を作成する。
(2)口座解約の手続
解約の時期自体は，上記1の相続財産管理人の口座開設の後だが，解約に必要な書類を確認する作業や解約関係の書類を送ってもらう作業は進める
(3) 銀行印は，印鑑届で提出した印鑑
(4) 払戻金
解約後，払い戻されたお金は，相続財産管理口座へ預け入れする。郵送で解約する場合，金融機関が振込手続のための書類を送ってくれる。

２　財産調査

(1)調査方法
・関係者に事情聴取
・自宅を訪問
・負債については，CIC等の申込みをするなど
(2)各必要書類の取得

３　不動産の登記名義

①必要書類は，申請書及び審判書等
②登記完了証が法務局から送付される

４　財産目録，第1回管理報告書を作成の上，家裁に提出（選任後，「2ヶ月以内」）

第３　相続債権者・受遺者に対する請求申出の催告の手続（※裁判所が

官 報 公 告 をしてから「２ヶ月 後 」）

１　官報公告

官報公告の手続　※裁判所が官報公告をしてから2ヶ月後

＜書類＞

①官報広告掲載申込書

②官報広告原稿

２　個別の催告

判明している債権者に対し，請求（債権）申出の方式(通知書)を送付

３　裁判所への報告(第2回，第3回)

(1)第2回報告書(官報への公告)を提出　※官報の写しを添付

(2)第3回報告書を提出(催告期間の満了)　※公告の期間満了後（公告の期間は，「2ヶ月」）

第４　相 続 人 捜 索 の 公 告

１　必要な場合

①特別縁故者に対する相続財産分与がある場合

②国庫帰属の対象となる財産を確定させる場合

２　裁判所に申立書一式を提出する

・申立書

・収入印紙　800円

・郵券　84円×4枚（ケースバイケース）

３　公告期間(＝約7ヶ月)

6ヶ月以上でないといけないので，実務上，官報の掲載を依頼する日から，「約7ヶ月後」の日が催告期間の満了の日になるようにしている

第５　特 別 縁 故 者 の 申 立

公告による催告期間満了後，「3ヶ月以内」に申立をする必要

★相続財産管理人から対象となる可能性がある人に公告による催告期間満了日を連絡してあげるのが望ましい

第６　清 算 手 続

１　①相続財産管理人の報酬申立，②立替をしていた管理費用（実費）の回収

（1）　①について

・審判の申立書（相当額の報酬を付与するという内容）※正本のみ（副本不要）

・印紙は800円

・管理事務経過表を添付

・郵券は84円

（2）　②について，回収した金額を前提にして，下記2の手続に移行

２　弁 済 手 続

(1)各債権の取扱い

ア　固定資産税

管理に伴う費用として，相続債権者等に対する請求申出の催告の手続前であっても，弁済しても問題ない

イ　住民税などの公租公課

原則として，一般債権公租公課が優先される

(2)弁済手続

ア　弁済

イ　利息や遅延損害金

弁済に関して，実務上，悩ましいのは，相続債権者から利息や損害金の請求がなされた場合であり，この点については，特に法律の規定はない。

利息や損害金は付加せずに，元金ベースで債権額を確定して配当するのが一般的であると思われる(もっとも，遅延損害金等を請求することもあるしていた。)

ウ　受遺者がいる場合

先に相続債権者に弁済した後でなければ当該受遺者に弁済することはない。

エ　事前に裁判所に報告をする必要はない

3　第4回管理報告書(弁済関係)

4　清算終了報告書

以上